

アスベストに係る廃棄物処理法の改正について

1 背景

建築物の解体等に伴って、アスベスト廃棄物が今後大量に発生する状況にあります。

国は、アスベストを含む廃棄物の適正処理を確保するため、従来の埋立処分に加え、溶融による無害化・減容化を促進するための無害化処理認定制度を創設するとともに、廃棄物の処理基準の強化を図りました。

2 主な改正の内容

(1) 溶融処理の促進

項目	内容
無害化認定制度の創設	高度な技術を用いて無害化処理を行う者を環境大臣が認定 【無害化処理認定基準】 ・迅速な無害化処理 ・施設の処理能力5トン/日以上等 【認定申請手続き】 ・施設処理能力の1/10規模以上の実証試験 ・生活環境影響調査等が必要
溶融施設を産業廃棄物処理施設へ追加	廃棄物処理法に基づく施設設置許可の対象施設に、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設を追加 既存施設は経過措置として「みなし許可」

(2) 処理基準の強化等

項目	内容
廃石綿等の対象範囲の拡大	特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」の発生源について、「建築物」を「建築物その他の工作物」へ拡大 「廃石綿等」の対象に、石綿が飛散するおそれのある「断熱材及び耐火被覆材」を含むことを明確化
石綿含有廃棄物の定義	石綿含有一般廃棄物（石綿含有産業廃棄物） 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物（産業廃棄物）であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）
石綿含有廃棄物の処理基準の規定	収集・運搬、処分等の基準改正 ・破碎及び切断の制限 ・他の廃棄物との区分 ・埋立は処分場の一定の場所で覆土等の措置 ・溶融に伴って生じた廃棄物（溶融スラグ）を安定型産業廃棄物に追加
石綿含有廃棄物の情報の伝達	帳簿、産業廃棄物管理票及び委託契約書に石綿含有廃棄物が含まれる旨を記載 埋立場所の位置を図面で明示して保存

3 施行期日

平成18年10月1日（無害化処理認定制度は平成18年8月9日）

4 問合せ先

広島県環境部環境対策局産業廃棄物対策室 電話 082-513-2963（ダイヤルイン）

[「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等について（環境省ホームページ）](#)

[アスベスト廃棄物処理に関する関係法令（環境省ホームページ）](#)